



Title	明治期北海道における戦争と慰霊 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	相庭, 達也
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第14563号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/81247
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Tatsuya_Aniwa_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：相庭 達也

学位論文題名

明治期北海道における戦争と慰霊

・本論文の観点と方法

近代の戦争において、人々は、いかにして兵士になり、従軍したのか。また、戦没者は、いかなる処遇を受け、いかにして慰霊されたのか。本論文は、こうした課題を明治期の北海道地域を対象に、実証的に明らかにした研究である。当該期の北海道は、住民が定着していく途上の移民社会という性格を有していた。このため、北海道における徴兵制は段階的に実施され、地元師団の設置も遅れていた。しかし、西南戦争、日清戦争及び台湾征服戦争、日露戦争という明治期の戦争に、これまで知られていた以上の人数が出征し、戦没者となっていたことを明らかにした。また、戦没者の慰霊のあり方も、北海道特有の姿が見られた。その際、申請者は、北海道立文書館所蔵開拓使文書、防衛省防衛研究所所蔵陸軍文書（アジア歴史資料センターによる閲覧）、各地の神社所蔵文書などの文字資料に加えて墓石や慰霊碑の碑文・銘文の調査を行っている。また、これらの史料調査に加えて、各都道府県護国神社へのアンケート調査を行ない、戦没者合祀の実際の姿を明らかにした。

・本論文の内容

序章では、「戦争と社会」という観点から行われた先行研究が検討され、兵士を一個人として捉え、戦地での実態と戦没者慰霊に着目する研究動向に高い評価を与えている。従来の戦没者慰霊に関する研究は、靖国神社における国家的な合祀をめぐる行われてきた。近年は、地方における戦没者慰霊に関心が向けられるようになり、各地の陸軍墓地、招魂社、護国神社の歴史が明らかにされつつある。とりわけ護国神社には地域性が見られ、靖国神社と合祀の基準が異なる事例が見出されている。申請者もこれらの研究の一環として、北海道における戦没者慰霊を位置づけている。

第1章では、北海道防備のために設置された屯田兵の出征、戦没者慰霊を取り上げる。屯田兵は、北海道開拓の任務を有していたが、1887年に起きた西南戦争には兵士として従軍することになった。研究者の富井恭二は、大阪の真田山陸軍墓地に3名の屯田兵の墓があることから、屯田兵の西南戦争従軍を明らかにした。申請者は、富井論文を受けて、新たに陸軍省資料、開拓使文書、日登寺文書、琴似神社文書などを駆使して、西南戦争における屯田兵の死者をすべて確定した。さらに、戦没者の慰霊については、東京招魂社（靖国神社の前

身)、開拓使招魂碑の慰霊対象の差異を明らかにした。東京招魂社の合祀対象が戦闘死(溺死を含む)に限定されたのに対し、開拓使招魂碑は病死者と横死者(出征前に死去)も慰霊対象にしていたのである。屯田兵の戦没者に対する北海道側の手厚い慰霊の理由として、屯田兵は通常は農業に従事する一家の主が兵士として出征したものであるため、残された家族の生活維持という課題があったことを指摘している。なお、琴似・山鼻の屯田兵村から出征し戦死した屯田兵は、かつて札幌市内の山の手墓地に埋葬されていたが、その後、同市内の手稲平和霊園に移転している、との情報を得て現地調査を行い、4基の墓石を確認した。

第2章では、日清戦争及び台湾征服戦争を取り上げる。従来、北海道からは臨時第七師団から出兵予定だったものの、東京での待機中に講和が成立し、一人の戦没者も出さずに戦争が終わったとされてきた。しかし、申請者は、下関条約後にも継続した台湾征服戦争を視野に入れたうえで、1877年に函館、福山(松前)、江差に徴兵制が施行されていること、本籍を内地府県に残していた北海道民は本籍地から招集され、出兵していたこと、志願兵や軍夫(軍による雇人)が出征、戦死していたことに着目した。これらすべてのカテゴリーに属する北海道民の戦没者を名簿データベースとして取りまとめたところ、その数は60人に達したのである。また、戦没者慰霊は、札幌と旭川において2つの招魂祭が行われ、札幌、旭川の両方の護国神社に合祀されたことを明らかにした。また、東北、北海道の招魂祭では兵士のみならず軍夫も慰霊の対象に含まれていたことを明らかにした。当時の新聞を徹底的に調査して、道内全域について戦没者慰霊を確認したところ、応召者を出していない町村においても戦没者慰霊が行われていること、アイヌ民族が慰霊の儀式に参加していることがわかった。申請者は、これらのことについて「国民的意識の高揚」のねらいを指摘している。

第3章では、日露戦争を取り上げている。この段階では道内全域に徴兵制が施行され、旭川には第七師団が置かれていたが、第七師団は北海道民の召集のみでは定員が埋まらなかったために内地各府県の他師管区から兵士を受け入れていた。日露戦争では、①北海道に本籍を有し、第七師団から出征した者、②他府県に在住し第七師団に所属して出征した者、③北海道に住んでいたが、他府県に本籍を持ち、他府県の師団から出征した者(寄留者)、④志願兵として出征した者が存在している。申請者は、これらのカテゴリーをすべて合わせたものを「北海道関係者」と名付け、データベース化したところ、戦没者総数は4,708人に達したことが明らかにされた。戦没者の慰霊については、札幌には従来の招魂社を継承した札幌護国神社が置かれ、第七師団が存在する旭川には北海道護国神社が置かれ、それぞれにおいて戦没者慰霊が行われた。さらに、北海道外の護国神社に合祀された兵士(道外に本籍を有していた)について、第二次世界大戦後に北海道内に改めて合祀する動きが続いていることを明らかにした。申請者が明らかにした戦没者の氏名、死亡要因、慰霊場所などについては、本論文末の「北海道関係の日露戦争戦没者とその合祀状況」データベースとして143頁にわたってまとめられている。

終章では、西南戦争、日清戦争及び台湾征服戦争、日露戦争の各出征兵士および戦没者慰

霊の状況がまとめられる。そのうえで、北海道が明治政府の移民政策によって、多くの移住民が来道していた過程にあったことから、北海道における軍隊の制度、徴兵制度は、独特のものとなり、その結果、戦没者慰霊も多様なものとなった、としている。